

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案

規制の名称：消防活動阻害物質の追加

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和6年6月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 後述のとおり該当する施設は最大で 12,876 件（令和5年3月31日現在）であり、遵守費用及び行政費用の年間の合計は約6億円と算出されるため、10億円以上となることは見込めない。
- また、個々の規制対象者の遵守費用は1件あたり6,124円と算出され、1万円未満と見込まれる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物及び同条第 2 項に規定する劇物のうち、「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 1 項に規定するもの。以下「消防活動阻害物質」という。）については、具体の物質名を、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第一（一）～（八）、同令別表第二（一）～（十八）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号）で指定しているところである。

消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃烧及び消火活動に伴って当該物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。このため、法第 9 条の 3 第 1 項では、消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとしている。

今般、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）が改正され、「4-クロロ-2-フルオロ-5-〔(RS)- (2・2・2-トリフルオロエチル) スルフィニル〕フェニル=5-〔(トリフルオロメチル) チオ〕ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤」が劇物に追加されたことを踏まえ、調査分析を実施したところ、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有するものであったため、消防活動阻害物質として、新たに指定することとする。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 「4-クロロ-2-フルオロ-5-〔(RS)- (2・2・2-トリフルオロエチル) スルフィニル〕フェニル=5-〔(トリフルオロメチル) チオ〕ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤」を使用する農薬の流通量が今後増加する見込みであり、効率的かつ効果的な消防活動のためには、当該物質について届出を義務づけることで事前にその所在を把握しておく必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 「4-クロロ-2-フルオロ-5-〔(RS)- (2・2・2-トリフルオロエチル) スルフィニル〕フェニル=5-〔(トリフルオロメチル) チオ〕ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤」を消防活動阻害物質として、新たに指定し、当該物質を 200kg 以上貯蔵し、又は取り扱う者に対して所轄消防長又は消防署長への届出を義務づける。
- ・ これにより、消防機関が当該物質の所在を把握し、定期的な査察指導を通じた火災予防活動や、当該施設において火災が起こった場合の適切な消火活動につなげることができる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 「4-クロロ-2-フルオロ-5-〔(RS)- (2・2・2-トリフルオロエチル) スルフィニル〕フェニル=5-〔(トリフルオロメチル) チオ〕ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤」を消防活動阻害物質として新たに指定し、危険性が高い相当数量（200 キログラム）以上貯蔵し、又は取り扱う施設等について、消防機関への届出を義務化することで、消防機関が当該物質の所在を把握し、定期的な査察指導を通じた火災予防活動や、当該施設において火災が起こった場合の適切な消火活動につなげることができる。届出がない場合、消防機関は当該物資の所在をあらかじめ把握することができず、効率的

かつ効果的な消防活動ができない。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

・「4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2・2・2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤」を貯蔵し、又は取り扱う者が届出を行う場合には、所定の様式に必要事項を記入し、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付した上で、所轄消防長又は消防署長に提出するという事務コストが発生する。当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、資料作成・確認および査察の受け入れに2時間、担当者1名を要するものとする、当該者あたりの平均的な費用は、以下のようになる。

3,062円(担当者の時給(※))×2時間×1人=6,124円

※ 3,062円=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和4年)の平均給与額(年間、正規))5,233千円÷(労働統計要覧(厚生労働省、令和3年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,709時間

また、当該届出を行う者の数についても、現時点で見込みを示すことは困難であるが、劇物に係る届出施設の現在の件数を、当該届出を行う者の数の上限と仮定すると、12,876件(令和5年3月31日現在)が上限となる。

以上から、分析対象となる5年間の遵守費用の上限は、6,124円×12,876件×5年=3億9,426万3,120円となる。

<行政費用>

・消防機関に届出があった場合、当該届出の受付に係る事務と、定期的な査察活動において届出内容と実態に齟齬が無いか確認をする作業が発生する。当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、届出1件につき受付事務・査察活動に1時間、担当者1名を要するものとする、届出を行う者1名あたりの平均的な費用は、以下のようになる。

3,421円(担当者の時給(※))×1時間×1人=3,421円

※ 3,421円÷((地方公務員給与実態調査(総務省、令和4年度)の消防職の給与月額合計)403,520円+(地方公務員給与実態調査の消防職の勤勉手当+期末手当)1,521,164円÷12)126,763.7円)530,283.7円÷(月間総労働時間=(勤務日)(28日-8日)×(1日あたりの労働時間)7.75時間)155時間

分析対象となる5年間の行政費用の上限は、3,421円×12,876件×5年=2億2,024万3,980円となる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他
(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 「４-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2・2・2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル＝5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル＝エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤」は、加熱することにより人体に有害な蒸気を発することが確認されたことから、新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 令和５年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（令和５年５月３１日、９月１９日、令和６年２月１９日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-133.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・

＜上記以外の法令案＞

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね５年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。